

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月5日
【事業年度】	第104期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社ツガミ
【英訳名】	TSUGAMI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役 社長執行役員 西嶋 尚生
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号
【電話番号】	(03) 3808-1711 (代表)
【事務連絡者氏名】	理事執行役員 管理本部 部長 早崎 敬二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号
【電話番号】	(03) 3808-1711 (代表)
【事務連絡者氏名】	理事執行役員 管理本部 部長 早崎 敬二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第104期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(6) 〈略〉

(7)～(9) 記載なし

（訂正後）

(1)～(6) 〈略〉

(7) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

(8) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。